平成２３年（フ）第１４１６号
大阪府守口市南寺方東通４丁目20番31―203号
債務者　木村　幸助
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８９号
大阪府東大阪市稲田上町２丁目２番58―603号
債務者　神林　利雄
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　如子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６１８号
大阪市北区天満橋２丁目３番18号　リバージュ伊藤401号室
債務者　平野景子こと　金　　景分
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５１号
大阪府東大阪市島之内２丁目10番６―401号
債務者　姫野　明光
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０１号
大阪府門真市宮前町20番７号、前住所大阪府門真市江端町11番１―1131号
債務者　石田基司子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７５１号
大阪府四條畷市田原台３丁目２番５号101、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作５丁目1345番地の１
債務者　掃部　尚彦
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２７号
大阪市東淀川区大道南１丁目12番10―103号
債務者　ラーメン武蔵こと　岡林　一彦
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８３９号
大阪市住之江区新北島６丁目１番５―508号、前住所大阪市住之江区新北島３丁目４番10号
債務者　有島貴美子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８号
山口県宇部市大字西岐波1537番地８　シャーメゾン西岐波Ａ棟102号
債務者　三好　和明
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大﨑　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７５号
北海道亀田郡七飯町字上藤城４番地35
債務者　赤川　　直
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８６号
北海道北斗市七重浜２丁目33番12号
債務者　梶谷　洋美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１８８号
函館市昭和１丁目15番９号
債務者　今埜　京子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１９４号
函館市千代台町８番24号
債務者　高野　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
岩手県一関市萩荘字境ノ神320番地
債務者　吉田　徳子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４０号
山形県天童市久野本３丁目４番10号　グリーンハイツ102号
債務者　帯刀　寿信
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３号
山形県北村山郡大石田町駅前通り６番地５、名称変更前の住所山形県北村山郡大石田町大字大石田丁221番地１
債務者　後藤　里美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
山形市八日町１丁目１番24―205号　エイトハイツ、前住所仙台市若林区一本杉町14番３号　サンホープ７―201
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
山形地方裁判所民事部